

コンサルタント業務委託に係る 「検収及び成績評定に関する新制度導入」について

契約課が発注する「土木関係の建設コンサルタント業務」「建築関係の建設コンサルタント業務」「設備関係の建設コンサルタント業務」の業種にて公表する業務委託案件について、固定型最低制限価格制度を採用するに伴い、検収及び成績評定に関して、下記制度を導入し、検査体制を強化する。

※測量、地質調査等の業務委託案件を除く。

※平成26年4月8日公告分から対象とする。

1. 成果物の完了確認

業務主管課が成果物を検査した後、工事検査課が成果物の提出を確認する。

※業務完了届による通知受付日から10日以内に行う。(明石市業務委託契約約款第13条第2項)

2. 点数式の成績評定

業務主管課が行う成績評定については、点数式を採用する。

※これまでも成績評定を実施していたが、より多くの細目において評定を行い、評定点に応じたランク(A～E)に区分する。